【記入例】※次ページの「(別紙3)支出内訳書」と合わせてご覧ください。

(別紙4)【様式第8:実績報告書に添付】

交付決定通知書に記載の日付を 記入してください。

収益納付に係る報告 記載例を記入しています。

2019年6月6日付けをもって交付決定の通知 2 2 3 該機械装置で原価等(対象外経費: 40 万円) 助事業の実施期間内における事業化等の状況につい 要綱<台風・豪雨被災地自治体連携型>第25条の煮③補助事業終了日までに79万円を売り上げた。 ます。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

- 1. 補助事業の実施結果の事業化
- 2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定
- 3. その他補助事業の実施により発生した収益

補助事業者が、以下①~④の前提で、収益納付対 象となる、新商品Aの製造販売を実施した場合の

<前提条件>

- ①機械装置(対象経費:30万円(E))を購入し
- をかけて、新商品を生産した。
- ④機械装置を購入したほか、収益納付対象になら ない新商品A宣伝用チラシを45万円発注し、補 助対象経費合計額は75万円(B)であった。



(単位:円)

計画名	補助金額	補助対象経費	補助事業に係る収	収入額(D)	納付額(F)
	(A)	(B)	益額 (C)	除外額(E)	
新商品Aの製造・	500,000円	750,000円 (B)	390,000円 (D)	収入額	60,000円 (F)
販売による販路開	(A)		─300,000円 (E)	790,000円 (売上高)	
拓の実現			=90,000円 (C)	-400,000円(製造原価等)	
				=390,000円 (D)	
				除外額	
				300,000円 (E)	

【記載注意事項】

- (1) 1. \sim 3. においてすべて「無」(1) については、事業実施期間内に売上なし)の場合には、 上記欄への記入は不要。
- (2)「補助金額(A)」は、別紙3の支出内訳書に記載の補助金額をいう。
- (3)「補助事業対象経費(B)」とは、別紙3の支出内訳書に記載の補助対象経費合計をいう。
- (4)「補助事業に係る収益額(C)」とは、補助事業期間における当該事業の収益額をいう。
- (5)「除外額(E)」とは、別紙3の補助対象経費をいう。 収益額(C)=補助事業の収入額(D)-除外額(E) なお、(C)がゼロまたはマイナスの場合には、(C)にゼロと記載する。
- (6)納付額(F)=収益額(C)×補助金額(A)/補助対象経費(B) なお、収益があがっていない場合には、(F)にゼロと記載する。
- (注)補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

【参考:「収益納付報告書」記入例との関連】

(別紙3)【様式第8:実績報告書に添付】

支出内訳書

事業者名:株式会社持続化商店

番 号: 99999

(単位:円)

	(単位:
経費区分	補助対象経費
1. 機械装置等費	(E) 300,000
2. 広報費	450,000
3. 展示会等出展費	0
4. 旅費	0
5. 開発費	0
6. 資料購入費	0
7. 雑役務費	0
8. 借料	0
9. 専門家謝金	0
10. 専門家旅費	0
11. 車両購入費	0
12. 設備処分費	0
13. 委託費	0
14. 外注費	0
補助対象経費合計 (上記 1.~14.の合計)	(B) 750,000
(1) 補助対象経費合計の 3分の2の金額 (円未満は切り捨て)	500,000
(2) 交付決定通知書記載の補助金の額 (計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額)	500,000
(3) 補助金額 ((1) または (2) のいずれか低い額)	(A) 500,000
(4) 収益納付額(控除される額)	(F) 60,000
交付を受ける補助金額 (精算額) (3) - (4)	440,000

※収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付分が減額されて精算されます。

(別紙4の納付額 (F) に記載がある場合は、「収益納付額 (控除される額)」の欄に、別紙4の納付額 (F) を記入)

※共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。